

緊急 情報

罹災証明申請方法

地震で被災された場合、各種補助を受けるために**罹災証明**が必要です。申請前に片付けや解体撤去、修繕する際は可能な限り多くの被災箇所の写真を撮影し、保存しておいてください。

※詳細は【志賀HP>暮らし>税金>お知らせ>「罹災証明書」等について】をご覧ください。

①窓口申請

●受付窓口（午前9時から午後5時）

・志賀町役場 町民ホール

・富来活性化センター 町民大ホール

●必要書類

・被災箇所の写真・位置図・本人確認ができるもの（運転免許証・マイナンバーカードなど）

・罹災証明書交付申請書

②ぴったりサービス（電子申請）

●マイナンバーカード利用したマイナポータル（ぴったりサービス）でオンライン申請ができます。

・志賀町HP>暮らし>マイナンバー制度>ぴったりサービス（電子申請）

※自己判定方式について（調査が不要なため、速やかに発行することができます。損傷が軽微な場合はこちらを推奨します）

住家等の損害割合が明らかに10%未満であり、申請者が「一部損壊」という調査結果に同意できる場合、調査員による現地調査は行わず、被災者の方が撮影した写真により被害認定を行います。この場合、通常の発行に比べ、速やかに発行することが可能です。

（例）床下浸水、瓦等の屋根一部落下、外壁の一部ひび割れ、雨どいの破損、窓ガラスの破損等

申請の流れ

申請

上記いずれかで申請

調査

調査員が現地確認

認定交付

【罹災証明に関するお問い合わせ】

志賀町税務課 資産税担当
TEL:0767-32-9141

▼住宅に関する支援

（状況に応じて制度が変わる場合あり、その都度ご確認ください） 2024.1.18現在

●賃貸型応急住宅 (みなし仮設住宅)

地震により自宅に住むことができない方へ、民間賃貸住宅を借上げ、応急仮設住宅としてご案内します。

【入居期間】

・入居から2年以内
※応急修理制度を併用する場合は発災日から6ヶ月以内

【対象者】

①住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない者
②半壊（「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む。）であっても、住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行う者、ほか

【住宅条件】

①家賃の額が1か月あたり次の額以下であるもの（超過は対象外）世帯数2名以下:6万円以下、3~4名以下:8万円以内、5名以上:11万円以下、ほか

【お問い合わせ】
(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会 金沢支部
TEL:0120-27-1000

※詳細は【志賀町HP > 産業・観光・まちづくり > 道路・建築 > 賃貸型応急住宅(みなし仮設住宅)の提供について】をご覧ください。

●住宅の応急修理

地震により被害を受けた住宅のうち大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊した世帯
※住んでいる住宅のみ対象です。

●大規模半壊・中規模半壊・半壊

706,000円 以内

※完了期限: 令和6年12月31日（期限が延長されました要確認）

●準半壊

343,000円 以内

【お問い合わせ】
志賀町 住宅支援制度窓口
TEL:070-1523-8403
080-7359-8554

※詳細は【志賀町HP > 産業・観光・まちづくり > 道路・建築 > 令和6年能登半島地震で被害を受けた住宅に関する支援のご案内】をご覧ください。

不審に感じたら、一人で悩まず相談してください!!

屋根の修理やブルーシートの設置、住宅修理に関するトラブル、義援金詐欺など災害に便乗した悪徳商法についての相談が複数報告されています。

能登半島地震に関する消費者トラブル相談専用ダイヤル

電話番号: 076-255-2319

受付時間: 9時~17時（土日祝も対応）

令和6年能登半島地震でお亡くなりになられた方々に、心よりご冥福をお祈りしお悔やみ申し上げますとともに被災された方々に、心よりお見舞いを申し上げます。

災害ゴミの片づけ 荷物の運び出しど

!
ボランティア
がお手伝い
します!

※道路状況、余震等により活動開始時期は未定となっておりますが、
今現在の困りごとを把握しておくためご連絡を受け付けています。

依頼内容・活動場所・連絡先等を電話にてお伝え下さい

志賀町社会福祉協議会

「志賀町災害ボランティアセンター」

■090-7957-6653

■090-8261-1021

平日9:00~15:00（土日祝日を除く）

